

安全データシート

ジャスモメート液剤

作成日:2016年3月14日

改訂日:2016年10月25日

1. 化学物質等及び会社情報

**製品名:** ジャスモメート液剤  
**会社名:** Meiji Seika ファルマ株式会社  
**住所:** 〒104-8002 東京都中央区京橋二丁目4番16号  
**電話番号:** 03-3273-0177  
**FAX番号:** 03-3271-1460  
**緊急時の電話番号:** 公益財団法人 日本中毒情報センター  
 中毒110番(事故に伴い急性中毒の恐れがある場合に限る)  
 <一般市民専用無料電話>  
 大阪中毒110番(365日24時間対応)  
 072-727-2499(情報提供料:無料)  
 つくば中毒110番(365日9時~21時対応)  
 029-852-9999(情報提供料:無料)  
 <医療機関専用有料電話>  
 大阪中毒110番(365日24時間対応)  
 072-726-9923(1件につき2,000円)  
 つくば中毒110番(365日9時~21時対応)  
 029-851-9999(1件につき2,000円)  
 医療機関の方が一般市民専用電話を使用した場合も、情報料1件につき2,000円を徴収します。  
**推奨用途及び使用上の制限:** 農業用植物成長調整剤 農薬登録範囲外の使用は不可。

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体	区分3
健康に対する有害性	急性毒性(経口)	区分外
	急性毒性(経皮)	区分外
	急性毒性(吸入:ミスト)	区分外
	眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	区分1
環境に対する有害性	生殖毒性	区分2
	特定標的臓器毒性(単回暴露)	区分3(麻酔作用)
	特定標的臓器毒性(単回暴露)	区分3(気道刺激性)
	水生環境急性有害性	区分3

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

ラベル要素

絵表示又はシンボル:



注意喚起語:

危険

危険有害性情報:

H226 引火性液体及び蒸気

**注意書き:**

H318 重篤な眼の損傷

H361 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い

H335 呼吸器への刺激のおそれ

H335 眠気又はめまいのおそれ

H402 水生生物に有害

**【安全対策】**

使用前に取扱説明書を入手すること。

すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。—禁煙。

容器を接地すること。アースをとること。

容器を密閉しておくこと。

火花を発生させない工具を使用すること。

静電的に敏感な物質を積みなおす場合は、容器及び受器を接地、結合すること。

防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

取扱い後はよく手を洗うこと。

屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

ミスト、蒸気、スプレーの吸入をさけること。

取扱い後はよく眼を洗うこと。

粉じん、ヒュームの吸入をさけること。

ガスの吸入をさけること。

環境への放出をさけること。

**【応急処置】**

皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

吸入した場合、被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

眼に入った場合、直ちに医師に連絡すること。

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

皮膚に付着した場合、汚染された衣類を脱ぐこと。

皮膚に付着した場合、皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを求めること。

眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。

取扱った後、手を洗うこと。

暴露またはその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

**【保管】**

換気の良い冷所で保管すること。

施錠して保管すること。

容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

**【廃棄】**

内容物や容器を廃棄する場合は、該当法規に従い、都道府県知事に許可された産廃棄物処理業者に委託すること。

3. 組成、成分情報

単一性品・混合物の区別: 混合物  
 化学名及び(有効成分): プロヒドロジャスモン 5.0%  
 含有量(その他成分): 界面活性剤、有機溶媒、水等 95.0%

成分	含有量	官報公示整理番号		CAS 番号
		化審法	安衛法	
プロピル=3 オキシ-2-ペンチルシクロペンチルアセタート (一般名:プロヒドロジャスモン)	5.0%	対象外 (農薬)	3-(3)-129	158474-72-7
1-プロパノール	33.0%	(2)-207	化審法と同じ	71-23-8
界面活性剤	30.0%	(7)-110	化審法と同じ	63089-86-1
水	32.0%	対象外		7732-18-5

分類に寄与する不純物及び安定化添加物 :情報なし

4. 応急措置

**吸入した場合:** 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 気分が悪い時は、医師に連絡すること。  
 医師の手当て、診断を受ける。

**皮膚に付着した場合:** 多量の水と石けんで洗うこと。  
 汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。  
 気分が悪い時は、医師に連絡すること。  
 特別処置(適切な応急処置指示を参照)  
 汚染された衣類を脱ぐこと。  
 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。  
 皮膚を速やかに洗浄すること。  
 医師の手当て、診断を受けること。

**目に入った場合:** 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 医師の手当て、診断を受けること。  
 気分が悪い時は、医師に連絡すること。

**飲み込んだ場合:** 口をすすぐこと。  
 気分が悪い時は、医師に連絡すること。  
 医師の手当て、診断を受ける。

5. 火災時の措置

**消火剤:** 大火災: 散水、噴霧水、一般の泡消火剤  
 小火災: 粉末消火剤、二酸化炭素、一般の泡消火剤

**使ってはならない消火剤:** 水  
 棒状水

**特有の危険有害性:** 火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。  
 容易に着火し、火災は見え難いので注意が必要である。  
 極めて燃え易い、熱、火花、火災で容易に発火する。  
 加熱あるいは水の混入により容器が爆発するおそれがある。

**特有の消火方法:** 危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
 ガスの滞留しない場所で風上より消火し、漏洩防止処置を施す。  
 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

	<p>消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。</p> <p>大火災の場合、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。これが不可能な場合には、その場所から避難し、燃焼させておく。</p> <p>周辺及び漏洩状況から判断して消化すると危険が増すと考えられるときは火災の拡大延焼を防止するため周辺に噴霧散水しながら容器内のガスが無くなるまで燃焼させる。</p> <p>損傷したポンペは専門家だけが取り扱う。</p> <p>容器内に水を入れてはいけない。</p> <p>粉末消火器を用いて初期消火に努める。この際防毒マスク等を着用する。</p> <p>引火点が極めて低い。散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には散水する。</p> <p><b>消火を行う者の保護:</b> 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。</p>
<p><b>6. 漏出時の措置</b></p> <p><b>人体に対する注意事項、保護具及び</b></p> <p><b>環境に対する注意事項:</b></p> <p><b>回収・中和</b></p> <p><b>並びに封じ込め及び浄化方法・機材</b></p> <p><b>二次災害の防止策:</b></p>	<p>漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。</p> <p>直ちに、すべての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。</p> <p>関係者以外の立入りを禁止する。</p> <p>風上に留まる。</p> <p>密閉された場所に立入る前に換気する。</p> <p>作業者は適切な保護具(『8. 暴露防止措置及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入をさける。</p> <p>漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。</p> <p>低地から離れる。</p> <p>適切な保護具を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。</p> <p>環境中に放出してはならない。</p> <p>河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。</p> <p>少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。</p> <p>少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。</p> <p>大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。</p> <p>大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることができないおそれがある。</p> <p>少量の場合、漏洩物は清潔な帯電防止工具を用いて集め、プラスチック容器に入れゆるく覆いをし、後で廃棄処理する。</p> <p>乾燥した土、砂あるいは不燃性物質で吸収し、あるいは覆って容器に移す。</p> <p>物質を吸込み又は吐きとって廃棄用容器に入れること。</p> <p>漏出物を取り扱うとき用いるすべての設備は接地する。</p> <p>危険でなければ漏れを止める。</p> <p>蒸気抑制泡は蒸気濃度を低下させるために用いる。</p> <p>全ての発火源を速やかに取り除く(近傍での喫煙、火花や火災の禁止)。</p> <p>排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。</p> <p>水を漏洩物に接触させない。</p> <p>漏洩物又は漏洩源に直接水をかけない。</p> <p>ガスが拡散するまでその場所を隔離する。</p> <p>容器内に水を入れてはいけない。</p>

<b>7. 取扱い及び保管上の注意</b>	
<b>取扱い</b>	
<b>技術的対策:</b>	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
<b>局所排気・全体換気:</b>	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
<b>安全取扱い注意事項:</b>	すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。 眼、皮膚との接触をさけること。 取扱い後はよく手を洗うこと。 飲み込みをさけること。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。 排気用の換気を行うこと。 粉じん、ヒュームの吸入をさけること。 ガスの吸入をさけること。 ミスト、蒸気、スプレーの吸入をさけること。 眼に入れないこと。 取扱い後は手を洗う。 接触、吸入又は飲み込まないこと。
<b>接触回避:</b>	『10.安定性及び反応性』を参照。
<b>保管</b>	
<b>技術的対策:</b>	保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。 保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、適当なためますを設けること。 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気設備を設ける。
<b>混触危険物質:</b>	『10.安定性及び反応性』を参照。
<b>保管条件:</b>	熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。ー禁煙。 酸化剤から離して保管する。 容器は直射日光や火気を避けること。 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。
<b>容器包装材料:</b>	消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。
<b>8. ばく露防止及び保護措置</b>	
<b>管理濃度:</b>	情報なし。
<b>許容濃度:</b>	情報なし。
<b>ACGIH:</b>	TWA100ppm(1-プロパノール)
<b>設備対策:</b>	防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 この物質を貯蔵ないし取り扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 高熱取扱いで、工程で粉じん、ヒュームが発生する時は、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。 高熱取扱いで、工程でミストが発生する時は、空気汚染物質を管理濃度・

<p><b>保護具</b></p> <p><b>呼吸器の保護具:</b></p> <p><b>手の保護具:</b></p> <p><b>眼の保護具:</b></p> <p><b>皮膚及び身体の保護具:</b></p> <p><b>衛生対策:</b></p>	<p>許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。                  高熱取扱いで、工程でガスが発生する時は、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。                  空気中の濃度を制御するには、一般適正換気で十分である。                  静電気放電に対する予防措置を講ずること。</p> <p>必要に応じて個人用呼吸保護具を使用すること。適切な呼吸器保護具を着用すること。</p> <p>適切な保護手袋を着用すること。</p> <p>適切な目の保護具を着用すること。                  保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)                  必要に応じて個人用の眼の保護具を使用すること。</p> <p>適切な顔面用の保護具を着用すること。                  必要に応じて個人用の保護衣、保護面を使用すること。</p> <p>取扱い後はよく手を洗うこと。</p>												
<p><b>9. 物理的及び化学的性質</b></p> <p><b>物理的状態、形状、色など:</b></p> <p><b>臭い:</b></p> <p><b>引火点:</b></p> <p><b>密度・比重:</b></p> <p><b>溶解性:</b></p>	<p>無色透明液体</p> <p>特異臭</p> <p>33 °C タグ密閉式</p> <p>0.955g/cm<sup>3</sup>(20°C)</p> <p>水に可溶、アルコール、ケトンに可溶。</p>												
<p><b>10. 安定性及び反応性</b></p> <p><b>安定性:</b></p> <p><b>危険有害反応可能性:</b></p> <p><b>避けるべき条件:</b></p> <p><b>混触危険物質</b></p>	<p>通常の貯蔵・取扱い条件(常温)では安定。</p> <p>情報なし。</p> <p>火気、熱源、火花。</p> <p>強酸化剤、強酸、強塩基</p>												
<p><b>11. 有害性情報</b></p> <p><b>急性毒性:</b></p> <p><b>眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性</b></p> <p><b>生殖毒性</b></p> <p><b>特定標的臓器毒性(単回ばく露)</b></p>	<table border="0"> <tr> <td>経口</td> <td>ラット</td> <td>♀</td> <td>&gt;5000 mg/kg</td> </tr> <tr> <td>経皮</td> <td>ラット</td> <td>♂ ♀</td> <td>&gt;2000 mg/kg</td> </tr> <tr> <td>吸入(ミスト)</td> <td></td> <td></td> <td>&gt;5.0mg/L</td> </tr> </table> <p>製品成分の眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性-区分1の濃度が33%のため眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性-区分1とした。</p> <p>製品成分の生殖毒性-区分2の濃度が33%のため生殖毒性-区分2とした</p> <p>製品成分の特定標的臓器毒性(単回ばく露)-区分3(麻酔作用)の濃度が33%のため特定標的臓器毒性(単回ばく露)-区分3(麻酔作用)とした。                  製品成分の特定標的臓器毒性(単回ばく露)-区分3(気道刺激性)の濃度が33%のため特定標的臓器毒性(単回ばく露)-区分3(気道刺激性)とした。</p>	経口	ラット	♀	>5000 mg/kg	経皮	ラット	♂ ♀	>2000 mg/kg	吸入(ミスト)			>5.0mg/L
経口	ラット	♀	>5000 mg/kg										
経皮	ラット	♂ ♀	>2000 mg/kg										
吸入(ミスト)			>5.0mg/L										
<p><b>12. 環境影響情報</b></p> <p><b>生態毒性:</b></p> <p><b>魚</b></p> <p><b>甲殻類</b></p> <p><b>藻類</b></p>	<table border="0"> <tr> <td>コイ</td> <td>LC50</td> <td>5.56mg/l(96h)</td> </tr> <tr> <td>オオミジンコ</td> <td>EC50</td> <td>9.54mg/l(24h)</td> </tr> <tr> <td>藻類生長</td> <td>EbC50</td> <td>107mg/l(0-72h)</td> </tr> </table>	コイ	LC50	5.56mg/l(96h)	オオミジンコ	EC50	9.54mg/l(24h)	藻類生長	EbC50	107mg/l(0-72h)			
コイ	LC50	5.56mg/l(96h)											
オオミジンコ	EC50	9.54mg/l(24h)											
藻類生長	EbC50	107mg/l(0-72h)											

<b>13. 廃棄上の注意</b>	
<b>残余廃棄物:</b>	都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。
<b>汚染容器及び包装:</b>	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
<b>14. 輸送上の注意</b>	
<b>国際規制</b>	
<b>海上規制情報</b>	IMO の規定に従う。
<b>UN No.</b>	1993
<b>Proper Shipping Name.</b>	Flammable liquid, n.o.s.
<b>Class</b>	3
<b>Packing Group</b>	III
<b>Marine Pollutant</b>	Not Applicable
<b>航空規制情報</b>	ICAO/IATA の規定に従う。
<b>UN No.</b>	1993
<b>Proper Shipping Name.</b>	Flammable liquid, n.o.s.
<b>Class</b>	3
<b>Packing Group</b>	III
<b>国内規制</b>	
<b>海上規制情報</b>	船舶安全法の規定に従う。
<b>国連番号</b>	1993
<b>品名</b>	その他の引火性液体
<b>クラス</b>	3
<b>容器等級</b>	III
<b>海洋汚染物質</b>	非該当
<b>航空規制情報</b>	航空法の規定に従う。
<b>国連番号</b>	1993
<b>品名</b>	その他の引火性液体
<b>クラス</b>	3
<b>容器等級</b>	III
<b>緊急時応急措置指針番号</b>	128
<b>15. 適用法令</b>	
<b>海洋汚染防止法:</b>	有害でない物質(施行令別表第1の2)
<b>海洋汚染防止法:</b>	有害液体物質(Y 類物質)(施行令別表第1)
<b>港則法:</b>	その他の危険物・引火性液体類(法第 21 条 2,則第 12 条,危険物の種類を定める告示別表)
<b>航空法:</b>	引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第 1)
<b>消防法:</b>	第4類 第二石油類(水溶性)
<b>船舶安全法:</b>	引火性液体類(危規則第 3 条危険物告示別表第 1)

<p><b>特定有害廃棄物輸出入規制法</b></p>	<p>廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)</p>
<p>(パーゼル法):</p>	<p>危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)                  名称等を通知すべき危険物及び有害物                  (法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)                  プロピルアルコール(政令番号:494)(33%)</p>
<p><b>労働安全衛生法:</b></p>	<p>危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)                  名称等を通知すべき危険物及び有害物                  (法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)                  プロピルアルコール(政令番号:494)(33%)</p>
<p><b>農薬取締法:</b></p>	<p>農林水産登録第21051号 ジャスモメート液剤</p>
<p><b>16. その他情報</b></p>	
<p><b>引用文献:</b></p>	<p>自社データ</p> <p>記載内容については現時点で入手した資料に基づいて作成しております。記載のデータ及び評価については必ずしも十分ではありませんので、取り扱いには注意して下さい。なお、注意事項等については通常の取り扱いを対象にしたものですので、特別な取り扱いをする場合には、さらに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取り扱い願います。</p>